

ボランティア清掃ごみ、犬猫などの死体収集

町内清掃ごみの取り扱い

町内定期清掃などを行うときは、各区役所生活環境課に事前に届出をしてください。清掃ごみを収集します。

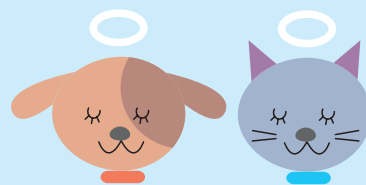
清掃で集めたごみは燃えるごみと燃えないごみに分けて、中身の見える袋に入れてください。なお、せん定枝がある場合には、緑のリサイクルセンターで土壌改良材としてリサイクルしますので、せん定枝だけ別に分けてください。(草や落ち葉は燃えるごみです。)



犬・猫などの死体

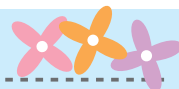
井ノ口商会(671-3895)へご連絡ください。道路などに放置され、飼い主がいないものは無料で収集し、飼い主がいる場合は1体につき1,000円で収集します。

※埋・火葬を希望される場合は、民間のペット霊園・葬祭業者へご依頼ください。



ボランティア清掃のごみを家庭のごみ出し日に出すには

個人やボランティア団体の方々が、道路の落ち葉など、公共の場所を清掃したごみを家庭のごみ出し日に一緒に出すための袋として「環境美化袋」を配付しています。詳しくは各区役所生活環境課へ。



し尿のくみとり・浄化槽

くみとり便所のある家庭や事業所は「くみとりの申込み」が必要です。

こんなときには必ず届出申込みを!!



○転入により、くみとりが必要となる時。
○転出により、くみとりが不要になるとき。
○世帯人員に変更が生じるとき。

→ 区役所・出張所で住民異動手続を行う時に手続をしてください。

○水洗便所に切り替えてくみとりが不要になったとき。
○会社・商店などで、くみとりの「申込み」、「解約」、「人員変更」をするとき。

→ 区役所生活環境課(今宿出張所は市民相談係)で手続をしてください。

○臨時くみとり(工事現場の仮設トイレ等)が必要なとき。

→ (財)ふくおか環境財団中央事業所(752-7860)へご連絡ください。

し尿処理手数料のお支払は便利な口座振替で!!

手数料は、2か月に1回、納付書を郵送しますが、便利な口座振替制度もありますので、どうぞご利用ください。詳しくは、(財)ふくおか環境財団収納管理課(271-2171)へご連絡ください。

【し尿処理手数料】

区分	手数料
普通便所の家庭	1人1月につき 290円
簡易水洗便所の家庭	1人1月につき 725円
会社・商店・仮設トイレなど	18ℓまでごとに 145円

※くみとりは、毎月1回が原則です。2回以上くみとりを申し込まれるときは、別に手数料が必要です。

浄化槽の保守点検、清掃

浄化槽は保守点検及び毎年1回以上の清掃を行うことが義務づけられています。詳しくは各区役所生活環境課へ。